

## 小平市農業振興計画策定の基本方針について

### 1 計画策定の背景

市内農業は、都市の強みを活かした都市農業として発展してきているが、農業従事者の高齢化や、農業の担い手や後継者の不足等により、農地が年々減少している。一方で、市内の農地は、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、都市の中の貴重な緑地や防災空間など多面的機能を有しており、地産池消に対する市民の関心の高まりとともに、都市農業の重要性が認識されてきている。また、平成27年4月、都市農業振興基本法が制定され、国においても、都市農業振興基本計画が策定され、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針が示された。

小平市では、農業の発展を目的として、「小平市第二次都市農業基本構想」を策定しているが、平成28年度で計画期間が終了する。現在の農業を取り巻く状況を踏まえつつ、市内農業を都市農業として振興を図るための計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

小平市農業振興計画（以下「農業振興計画」という。）は、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としても位置付け、本市の農業振興を図るために策定する。また、国が都市農業の振興施策を講ずることや農業振興に対する市町村の責務を明確にした「食料・農業・農村基本法」の趣旨を踏まえて策定するものである。

平成28年度より同時並行で策定する小平市産業振興基本計画（以下「産業振興計画」という。）に示された農業分野の振興方針をより具体的に示す計画であり、策定にあたっては、産業振興計画及び関連する個別計画等との整合性を図る。

### 3 計画対象期間

#### (1) 計画期間

平成30年度から平成39年度までの10年間とする。なお、期間内においても、社会情勢の変化や産業振興施策の進捗状況等に応じ、適時、見直しを図る。

#### (2) 小平市第二次都市農業基本構想の計画期間の延伸

農業振興計画策定の前提として、現行の小平市第二次都市農業基本構想の計画期間を1年延伸し、平成29年度までとする。

### 4 計画策定体制

#### (1) 市民等による検討

農業振興計画の策定に当たり、学識経験者、関係団体、公募市民で構成する「小平市農業振興計画検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）」を設置し意見を聴取する。

(2) 庁内体制

農業振興計画の策定の庶務は地域振興部産業振興課において行い、産業振興計画の策定に当たって設置する小平市産業振興基本計画策定調整会議と連携を図る。

5 市民からの意見・要望等の収集

アンケート調査、関係機関等へのヒアリングを行うとともに、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）等により広く市民の意見等を聴取する。

6 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

農業振興計画の策定にあたっては、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）実施の際など、適宜、市議会に対して報告する。

(2) 情報の公開

計画検討委員会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により公開する。

7 スケジュール概要

	策定委員会・専門部会	事務局
28年5月	計画検討委員会の調整	5/30 幹事長会議報告
6月	市民委員公募（市報6月5日号）	
7月	計画検討委員選考委員会	
8月		
9月	計画検討委員会開催①（基本方針の確認）	
29年1月	計画検討委員会開催②（アンケート調査報告）	
2月		調査報告書製本・印刷
3月	計画検討委員会③（計画骨子案の検討）	
4月	計画検討委員会④	
5月		
6月	計画検討委員会⑤	
7月		
8月	計画検討委員会⑥	
9月		
10月	計画検討委員会⑦	
11月	計画検討委員会⑧（計画素案作成）	
30年1月	市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施	
2月	計画検討委員会⑨（計画案について）	
3月		計画書の製本・印刷

※上記スケジュールは、基本方針策定時の予定となっており、現段階のものとは一部異なります。